平成３０年１０月２９日

各 課 長 等

うきは市長　髙　木　典　雄

平成３１年度予算編成方針について

このことについて、下記のとおり予算編成方針を定めたので、これに基づき諸般の事務を進められたい。

記

● 平成３１年度予算編成方針

１．総括的事項

今般の日本経済は経済再生、デフレ脱却に向けた取組みが進んでおり、企業収益の増加、雇用の回復等、大きく改善している傾向にある。そのような中、政府は本年６月閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針 2018　～少子高齢化の克服による持続的な経済成長の実現～」を発表し、人づくり革命、経済・財政の一体改革等を柱に平成３１年度の予算編成を進めている。

しかしながら、景気回復の一方、相次ぐ大規模災害、都市部への人口流出、さらには、団塊ジュニア世代が６５歳以上を向え人口減少、高齢化が深刻化する「２０４０年問題」によって、地方の財政状況は以前にも増して厳しい状況にある。

本市においては、平成２７年度に「うきは市ルネッサンス戦略」を策定し、翌平成２８年度からは「第２次うきは市総合計画」をスタートさせ、地域経済の活性化や地域の環境整備を図り、誰もが住みよいふるさとを目指し取り組んでいる。また、同じく平成２８年度からスタートした「うきは市教育大綱」では、将来を担う子どもたちの生きる力を養う教育に取り組み、人生１

００年時代を見据えた生涯学習の環境づくりを推進している。

平成３１年度においても、これらの計画を市政の中心に据え、それぞれの計画を実現すべく事業の推進に取り組むとともに、将来のうきは市像の具現化に向け、着実に前進をしていかなければならない。

その一方で、縮小社会に向かっている現実を受け止め、身の丈にあった健全な財政運営を実施することも重要である。スクラップ＆ビルドを念頭に置き、効果が低いとされた事業については十分に検討するとともに、さらにそれ以外の事業についても、ゼロベースで予算編成の見直しを行い、限られた財源を有効に使うことが必須である。

また施設管理においては、２８年度に策定した「公共施設等総合管理計画」に沿った管理運営を行うことも重要である。施設ごとの「個別計画」を作成し、計画に沿った公共施設のスリム化を図ることが将来的な財政負担の軽減に寄与することとなる。

本市の財政状況は、別紙グラフのとおりであり、歳入面では主な自主財源である市税が横ばいなのに対し、地方交付税は合併算定替逓減によりさらに減少の見込みである。本市は依然として依存財源に頼らざるを得ず、一層の計画的財政運営が求められている。

このような状況の中、前述した課題に対応しつつ、真に緊急性・重要性が高い事業を見極め、平成３１年度においては、以下の事項を重点課題と定め、予算編成を進めることとする。

- 遊休施設等や街なみ環境を活かした定住促進対策
- 新学習指導要領等に対応した教育施策の推進
- 歴史的資源の掘り起こしと包括的活用
- 子育て世代が安心して生活できる取り組みの強化
- 人生１００年時代を見据えた新たな生涯現役社会づくり

- 社会で生き生きと働く女性の就労、経営支援
- 地域活動の拠点施設であるコミュニティーセンターの自立促進
- 自治協議会を中心とした介護予防・生活支援の充実
- 既存資源を活かしたブランド化の推進
- 農林業政策の充実と関係機関との連携促進
- 地域総合商社（ウキハコ）を中心とした観光情報の発信
- 災害に強いまちづくり事業の推進
- 次世代に負担をまわさない財政運営の健全化

さらに、一般財源確保のため、税等収入の確保、受益者負担の適正化に努めることとする。

２．歳入に関する事項

歳入については、総括的事項に基づき、以下の事項に特に留意することとすること。

(1) 市税については、経済情勢・税制改正等を勘案し、確実かつ妥当な収入額を計上し、税負担の公平を期するため課税客体の捕捉もれがないよう努めること。

(2) 国・県補助金については、情報収集に努め、確実な額を計上すること。特に国の「地方創生政策」の積極的な活用を図ること。

また、「社会資本整備総合交付金制度」については、その内容を確実に把握すること。

(3) 起債については、後年度の財政負担を考え、適債事業のうち交付税措置のあるものを選択すること。合併特例事業債については企画財政課との事前協議を行い、計上すること。

(4) 各種基金の繰入れについては、事業ごとの単なる財源不足による繰入れは行わないこと。何年も取崩しが行われていない基金については、各基金条例に沿って適宜取崩しの検討を行うこと。

（５）広告収入、不用資産の処分など、あらゆる可能性を検討し、歳入の増加を図

ること。

（６）各科目を通じて、過大な見積りを避け、適正な収入額を計上すること。

３．歳出に関する事項

歳出の計上に当たっては、課等ごとに全ての事業について、再度精査を行い、全ての経費の積算を正確に明示するとともに、必要性、緊急性、行政効果などに欠ける経費は計上しないこと。

（1）経常経費

経常経費の見積りについては、ゼロベースで徹底した見直しを行い、予算要求額は、課等ごとに前年度を上限とする。その際、以下の事項については、確実に遵守することとする。

① 職員給は、平成３１年１月１日現在の職員数・給与を基礎に、退職・採用を考慮のうえ計上すること。また、非常勤職員の人件費については、単価の改定が予定されていないものは、現行単価で計上すること。

② 旅費、需用費、委託料などの物件費については、特に見直しを行い、削減を図ること。また、食糧費については、会食等は計上しないこと。

物件費削減の具体例：

ア　印刷製本については、内部印刷とすること又は「広報うきは」への掲載に代えること。

イ　車借上料については、市所有車両の活用を図ること。

ウ　旅費については、出張の必要性を精査するとともに、旅行先の選定、旅行人数の制限及び公用車の使用を図ること。

エ　委託料については、入札・見積り合わせを実施すること。

オ　消耗品・光熱水費については、省エネの徹底等を図ること。

③ 賃金については、その配置・採用・単価について、事前に人事秘書係了解分についてのみを計上すること。【臨時職員等任用調書：人事秘書係締切　１１月末日】

④ 維持補修費については、「公共施設等総合管理計画」の内容を十分に理解した上で、施設の維持補修を計画的に行い、単年度の多大な負担を避けること。

⑤ 指定管理料については、指定管理者制度の本旨に鑑み、計上すること。

⑥ 備品購入費については、使用に耐えない買い替え備品のみを計上すること。

⑦ 研修会等における懇親会参加負担金への公費支出については、これを認めない。

⑧ 特別会計への繰出しについては、繰出基準内の繰出しを原則とする。

（2）投資的事業

① 投資的事業に当たっては、うきは市総合計画の実施計画との整合性を図るとともに、事業内容については、必要性、緊急性、経済性、将来の維持管理費、受益者負担等の諸事情を検討したうえで、計上すること。

② 国・県営事業、国・県補助事業の利用促進を図ること。

③ 単独事業については、優先順位を付し、適債事業の導入を図ること。（起債事業については、事前に財政係協議のこと。）

（3）消費税について

平成３１年１０月予定の消費税増税（８％→１０％）については、増税を見込んで予算計上すること。（１０月からは消費税１０％で計算）

４．債務負担行為

後年度の財政負担の増大を避けるため、債務負担行為の設定に当たっては、慎重を期し、安易な設定は行わないこと。

（別紙１）

予算編成上の注意について

◎３１年度までの普通交付税の減額措置に対処するため、各課にお

ける一般財源所要額の見直しを図ること。

◎入札残等の不用額を縮減するために、入札等により執行する経費については、予定金額相当額等で要求すること。

（１）平成３１年度予算要求に当たっては、平成２９年度決算及び３０年度事業の進捗状況を踏まえ、その課題と今後の方向性について、十分検討した上で要求すること。

（２）予算要求内容について所管内で十分に調整し、事業ごとに電算入力のこと。

（３）予算の見積りに当たっては、現在、平成３０年度当初予算の内容をそのままコピーして平成３１年度の基本にセットしているので、これを修正することで対応すること。なお、提出の際は「歳出予算要求書（事業説明）」（電算システムより出力）を添付すること。

（４）予算名称は、省略・俗称を用いることなく正規の名称を用いること。

※　平成３１年度で新規に予算名称を設ける場合は、早めに予算科目新規作成申出書を作成し、財政係まで提出のこと。（例：委託名称、工事名称、補助金名称等）

（５）予算見積書の入力に当たっては、計数等の誤りのないように検算を行い、要求内容がわかるように、算出基礎を明確に入力すること。

（６）歳入予算で国県支出金を入力の際は、補助基本額、補助率等が確認できるように入力のこと。また、県支出金については国庫補助、県単独補助等が確認できるように入力すること。

（７）歳出に充当する特定財源については、歳入予算見積書の入力時に当該経費の予算科目及び充当金額（千円）を入力すること。

（８）投資的事業については、

①施設等の整備　　様式第６号―1「施設整備に関する調」

②道路橋りょう整備　様式第６号―2「道路橋りょう整備事業費に関する調」

③投資的事業に対する補助　様式第７号「補助費等の調」

（９）債務負担行為について

①新規設定　　様式第１０号「債務負担行為見積書」

②既設定分　　様式第１４号「債務負担行為調書」

(10) 臨時職員日額賃金の単価については、Ｈ３０と同額（6,400 円）で入力すること。なお、雇用保険料については人事係にて一括計上する。

(11) 各種委員会の委員宿泊研修旅費については、委員の任期が３年以下のものについては任期中１回まで、任期３年を超える場合は任期中２回までとする。

(12)「歳出予算要求書(事業総括)」については、係ごとに電算システムより出力分を添付すること。

(13) 予算を伴う条例や規則等の制定・改定を行う場合は、必ず予算を計上すること。

(14) 平成３０年度予算においても、見積誤りや計上もれ等により年度途中で、補正予算や新規予算の作成が必要となった事例が見られたことから、計上もれがないよう、特に留意すること。(予算流用は原則として認めない。)

(15) 公用車に係る経費については、総務法制係と確認のうえ計上すること。

(16) 指定管理者に係るものは、契約管財係と確認すること。

(17) 指摘事項等の取扱いについて

市議会、決算特別委員会、監査委員の指摘事項等については十分検討し、適切に対応すること。

◎ この文書及び財政係関係資料は、

うきは市フォルダ内 共通様式 → 共通様式【 長期保存用】へのショートカット → 01. 企画財政課 → 001.H31 当初予算編成 及び 020.様式（予算） に掲示していますので活用願います。

（注）利用される場合は、コピーして使用願います。

☆　うきは市決算の推移　　（別紙　グラフ）

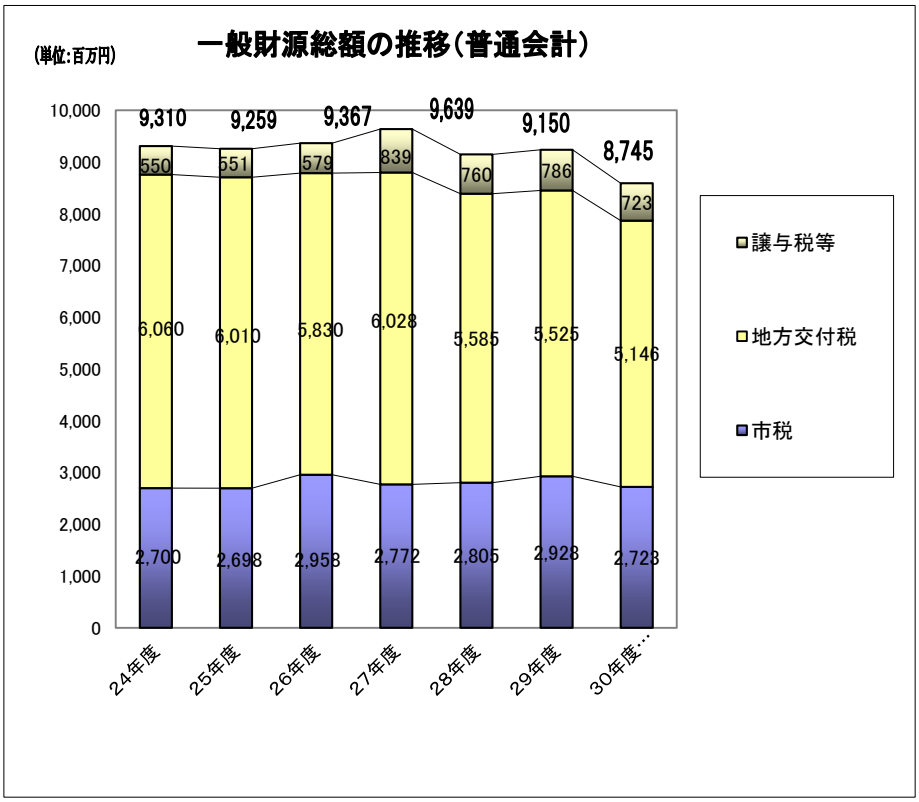

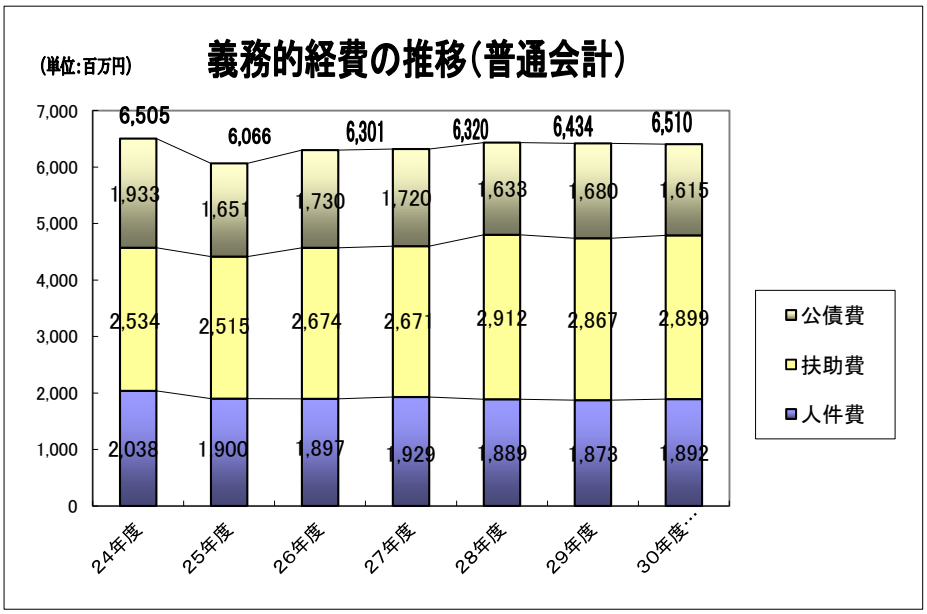
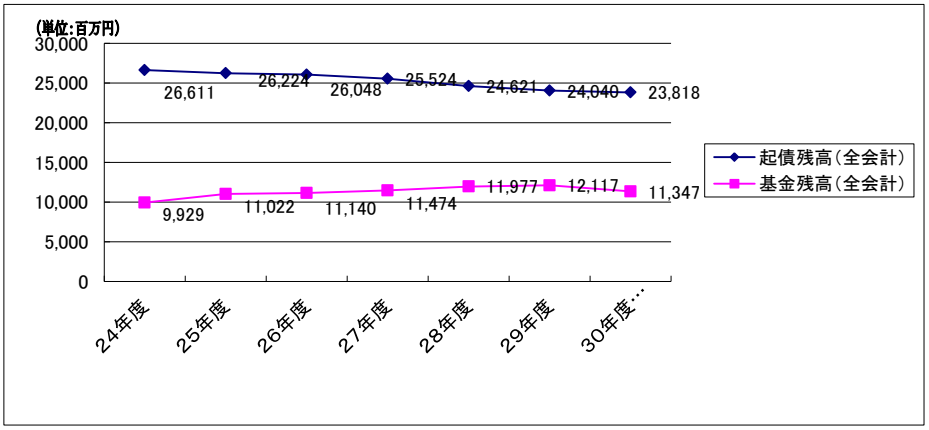
起債・基金残高の推移